

鹿角市社会福祉協議会は 市民皆様の参加と協力を得て 福祉のまちづくりを進めています。

社会福祉協議会は、社会福祉法(昭和26年制定)で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられており、地域の住民やボランティア、福祉・保健医療・教育等の関係者及び行政機関の参加・協力を得て福祉のまちづくりを進めています。

本会の組織は、理事(執行機関)、監事(監査機関)、評議員(議決機関)及び事務局職員、事業職員で構成しています。



市民皆様に支えられる社協

市民の皆様には本会の目的に賛同していただき、その目的の達成のために必要な援助をお願いする「社協会員制度」を定めています。社協会員は各世帯単位でのご加入をお願いし、ご負担いただく「社協会費」は本会運営の基礎財源とさせていただいている。

本会の財源は「社協会費」の他に、「市などの公的補助金」「委託金」「事業収入」「寄附金」「共同募金配分金※」などがあります。



※本会は毎年10月1日から全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動も実施しています。この運動は都道府県ごとの民間福祉施設・団体、NPO法人やボランティア団体が行う福祉事業の資金確保になっており、本会の地域福祉事業の財源にもなっています。



お問い合わせ先
社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪50
(鹿角市福祉保健センター内)
《事務所》TEL 0186-23-2165 FAX 0186-23-2850
H P <http://kazunoshishakyo.or.jp>
E-mail info@kazunoshishakyo.or.jp

ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして

地域における生活課題を受け止め、
地域を基盤にした支援や仕組みづくりをめざします



ふれあいネットワーク



社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会

 このマークは社会福祉協議会のシンボルマークで、社協の「社」の文字を表しています。